



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定（水産課）…………… 1
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課）…………… 9
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課）…………… 10
- 基本測量の実施の通知（道路管理課）…………… 11

公 告

- 知事の職務代理者（秘書課）…………… 11
- 国土調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課）…………… 11
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 12

告 示

沖縄県告示第318号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、沖縄海区における漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定める。

平成23年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 漁場番号 特区第376号
- (2) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 伊平屋村伊平屋漁港地先
- ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（世界測地系）
 - 点イ 北緯27度0.946分、東経127度56.674分
 - 点ロ 北緯27度0.956分、東経127度56.704分
 - 点ハ 北緯27度0.951分、東経127度56.706分
 - 点ニ 北緯27度0.940分、東経127度56.676分

- (3) 地元地区 伊平屋村
- (4) 制限又は条件
 - ア 標識を設置しなければならない。
 - イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- (6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで
- (7) 免許予定日 平成23年9月1日

2(1) 漁場番号 特区第377号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 伊江村字川平地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
(世界測地系)

点イ 北緯26度42.528分、東経127度47.469分

点ロ 北緯26度42.517分、東経127度47.529分

点ハ 北緯26度42.489分、東経127度47.523分

点ニ 北緯26度42.500分、東経127度47.462分

(3) 地元地区 伊江村

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年9月1日

3(1) 漁場番号 特区第378号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 伊江村字川平地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
(世界測地系)

点イ 北緯26度42.509分、東経127度47.410分

点ロ 北緯26度42.501分、東経127度47.458分

点ハ 北緯26度42.482分、東経127度47.453分

点ニ 北緯26度42.490分、東経127度47.405分

(3) 地元地区 伊江村

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年9月1日

4(1) 漁場番号 特区第379号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 伊江村字東江前浜崎原地先
- ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
(世界測地系)
 - 点イ 北緯26度42.250分、東経127度49.600分
 - 点ロ 北緯26度42.250分、東経127度49.670分
 - 点ハ 北緯26度42.200分、東経127度49.670分
 - 点ニ 北緯26度42.200分、東経127度49.587分

(3) 地元地区 伊江村

(4) 制限又は条件

- ア 標識を設置しなければならない。
- イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年 8月31日まで
- (6) 免許申請期間 平成23年 6月22日から同年 7月22日まで
- (7) 免許予定日 平成23年 9月 1日

5(1) 漁場番号 特区第380号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 沖縄市泡瀬地先
- ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びビの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
(世界測地系)
 - 点イ 北緯26度19.153分、東経127度50.850分
 - 点ロ 北緯26度19.193分、東経127度50.393分
 - 点ハ 北緯26度19.137分、東経127度51.060分
 - 点ニ 北緯26度19.055分、東経127度51.158分
 - 点ホ 北緯26度18.950分、東経127度51.158分
 - 点ヘ 北緯26度18.950分、東経127度50.923分
 - 点ト 北緯26度19.057分、東経127度50.925分

(3) 地元地区 沖縄市

(4) 制限又は条件

- ア 標識を設置しなければならない。
- イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年 8月31日まで
- (6) 免許申請期間 平成23年 6月22日から同年 7月22日まで
- (7) 免許予定日 平成23年 9月 1日

6(1) 漁場番号 特区第381号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 座間味村字阿佐地先
- ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
(世界測地系)
 - 点イ 北緯26度13.740分、東経127度18.853分

- 点ロ 北緯26度13.740分、東経127度18.863分
- 点ハ 北緯26度13.700分、東経127度18.863分
- 点ニ 北緯26度13.700分、東経127度18.853分

(3) 地元地区 座間味村

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年9月1日

7(1) 漁場番号 特区第382号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宮古島市平良字前里地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(世界測地系)

- 点イ 北緯24度55.304分、東経125度14.662分
- 点ロ 北緯24度55.315分、東経125度14.683分
- 点ハ 北緯24度55.255分、東経125度14.702分
- 点ニ 北緯24度55.275分、東経125度14.688分
- 点ホ 北緯24度55.270分、東経125度14.680分
- 点へ 北緯24度55.288分、東経125度14.668分

(3) 地元地区 宮古島市平良字池間及び平良字前里

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年9月1日

8(1) 漁場番号 特区第383号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宮古島市大神島地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(世界測地系)

- 点イ 北緯24度54.855分、東経125度18.598分
- 点ロ 北緯24度54.838分、東経125度18.604分
- 点ハ 北緯24度54.811分、東経125度18.579分
- 点ニ 北緯24度54.820分、東経125度18.566分

(3) 地元地区 宮古島市平良字大神

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年 8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年 6月22日から同年 7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年 9月 1日

9(1) 漁場番号 特区第384号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(世界測地系)

点イ 北緯24度54.472分、東経125度16.220分

点ロ 北緯24度54.460分、東経125度16.143分

点ハ 北緯24度54.316分、東経125度16.201分

点ニ 北緯24度54.307分、東経125度16.230分

(3) 地元地区 宮古島市平良字狩俣

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年 8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年 6月22日から同年 7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年 9月 1日

10(1) 漁場番号 特区第385号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(世界測地系)

点イ 北緯24度53.695分、東経125度16.805分

点ロ 北緯24度53.767分、東経125度16.890分

点ハ 北緯24度53.669分、東経125度17.000分

点ニ 北緯24度53.600分、東経125度16.926分

(3) 地元地区 宮古島市平良字狩俣

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年 8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年 6月22日から同年 7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年 9月 1日

11(1) 漁場番号 特区第386号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宮古島市真謝漁港地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
(世界測地系)

点イ 北緯24度49.850分、東経125度19.550分

点ロ 北緯24度49.972分、東経125度19.626分

点ハ 北緯24度49.965分、東経125度19.638分

点ニ 北緯24度49.844分、東経125度19.560分

(3) 地元地区 宮古島市平良字西原及び平良字大浦

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年 8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年 6月22日から同年 7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年 9月 1日

12(1) 漁場番号 特区第387号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 宮古島市平良字西浜崎地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
(世界測地系)

点イ 北緯24度45.640分、東経125度15.408分

点ロ 北緯24度45.697分、東経125度15.350分

点ハ 北緯24度45.766分、東経125度15.440分

点ニ 北緯24度45.718分、東経125度15.490分

(3) 地元地区 宮古島市平良字久貝及び平良字松原

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年 8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年 6月22日から同年 7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年 9月 1日

13(1) 漁場番号 特区第388号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで
-----------	---------------	-----------------

- イ 漁場の位置 宮古島市久松漁港地先パナリ付近
 ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 (世界測地系)
 点イ 北緯24度46.818分、東経125度15.269分
 点ロ 北緯24度46.845分、東経125度15.357分
 点ハ 北緯24度46.611分、東経125度15.482分
 点ニ 北緯24度46.595分、東経125度15.377分
 (3) 地元地区 宮古島市平良字久貝及び平良字松原
 (4) 制限又は条件
 ア 標識を設置しなければならない。
 イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。
 (5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
 (6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで
 (7) 免許予定日 平成23年9月1日
 14(1) 漁場番号 特区第389号
 (2) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 宮古島市平良字久貝地先
 ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 (世界測地系)
 点イ 北緯24度47.655分、東経125度15.379分
 点ロ 北緯24度47.642分、東経125度15.280分
 点ハ 北緯24度47.486分、東経125度15.280分
 点ニ 北緯24度47.485分、東経125度15.409分
 (3) 地元地区 宮古島市平良字久貝及び平良字松原
 (4) 制限又は条件
 ア 標識を設置しなければならない。
 イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。
 (5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
 (6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで
 (7) 免許予定日 平成23年9月1日
 15(1) 漁場番号 特区第390号
 (2) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 宮古島市平良字大浦地先
 ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、特区第297号の区域を除く。
 (世界測地系)

- 点イ 北緯24度50.540分、東経125度17.600分
- 点ロ 北緯24度50.600分、東経125度17.480分
- 点ハ 北緯24度50.819分、東経125度17.650分
- 点ニ 北緯24度50.763分、東経125度17.790分

(3) 地元地区 宮古島市平良字西原及び平良字大浦

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年9月1日

16(1) 漁場番号 特区第391号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(世界測地系)

点イ 北緯24度53.017分、東経125度16.388分

点ロ 北緯24度53.028分、東経125度16.372分

点ハ 北緯24度53.008分、東経125度16.351分

点ニ 北緯24度52.988分、東経125度16.370分

(3) 地元地区 宮古島市平良字狩俣

(4) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

(6) 免許申請期間 平成23年6月22日から同年7月22日まで

(7) 免許予定日 平成23年9月1日

17(1) 漁場番号 定置第13号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 国頭村字与那地先

ウ 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びビの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(世界測地系)

点イ 北緯26度46.348分、東経128度11.592分

点ロ 北緯26度46.430分、東経128度11.878分

点ハ 北緯26度46.120分、東経128度11.988分

点ニ 北緯26度46.084分、東経128度11.864分

点ホ 北緯26度46.074分、東経128度11.688分

(3) 地元地区 国頭村

- (4) 制限又は条件 標識を設置しなければならない。
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成25年 8月31日まで
- (6) 免許申請期間 平成23年 6月22日から同年 7月22日まで
- (7) 免許予定日 平成23年 9月 1日

沖縄県告示第319号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成23年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年 5月23日 沖縄県指令農第441号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 石垣市美崎町14番地 石垣市

(2) 代表者 石垣市字登野城 2番地の30木田アパート203号 石垣市長 中山義隆

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 石垣市新栄町49番の地先公有水面並びに49番及び82番に接する無地番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成19年 7月30日付け沖縄県指令農第10327号の免許に係る埋立区域との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結ぶ石垣市新栄町49番に接する公有水面と無地番との境界線、④の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ公有水面と石垣市新栄町49番との境界線、⑩の地点と⑫の地点を結ぶ公有水面と石垣市新栄町49番及び82番に接する無地番との境界線並びに①の地点と⑫の地点を結ぶ公有水面と石垣市新栄町49番及び82番に接する無地番との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点池 3川花（北緯24度21分07秒9063、東経124度08分54秒2042）から170度53分35秒964.29メートルの地点

②の地点 ①の地点から318度23分01秒15.06メートルの地点

③の地点 ②の地点から42度44分04秒2.47メートルの地点

④の地点 ③の地点から319度32分32秒5.80メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から48度14分11秒6.80メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から318度25分49秒40.97メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から48度18分10秒55.94メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から138度12分27秒109.71メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から228度23分31秒56.10メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から317度54分20秒41.81メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から228度07分26秒6.90メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から318度11分30秒5.88メートルの地点

ウ 面積 6,377.96平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 石垣市新栄町49番の地先公有水面並びに49番及び82番に接する無地番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 四等三角点池 3川花（北緯24度21分07秒9063、東経124度08分54秒2042）から168度41分14秒836.65メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から138度06分03秒166.53メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から228度37分16秒97.50メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から318度13分48秒79.35メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から228度12分34秒78.68メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から257度19分45秒538.31メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から318度00分13秒165.58メートルの地点

㊸の地点 ㊹の地点から23度03分43秒213.03メートルの地点
 ㊺の地点 ㊻の地点から106度09分01秒509.47メートルの地点
 ウ 面積 134,711.17平方メートル

4 埋立地の用途 再開発施設用地、公用施設用地、公共施設用地及び道路用地

沖縄県告示第320号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成23年5月31日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成23年5月27日から同年6月19日まで

4 観覧料の額

企画展「新収蔵品展－平成22年度収蔵資料－」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	200円	160円
	大学生及び高校生	150円	120円
	中学生及び小学生	100円	80円

備考

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第321号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成23年5月31日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成23年5月31日から同年6月26日まで

4 観覧料の額

企画展「生誕100年記念展 岡本太郎と沖縄－ここが世界の中心だ」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	700円	560円
	中学生及び小学生	400円	320円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第322号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施する地域 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町
- 2 基本測量を実施する期間 平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成）

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成23年 6月 1日から同月10日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事上原良幸が代理する。

平成23年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

那覇市首里汀良町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成23年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 地域 那覇市首里汀良町地域
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県那覇市地籍図及び沖縄県那覇市地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 平成20年 7月 1日から平成21年 2月27日まで
- 4 閲覧期間 閲覧期間は、平成23年 6月 1日（水曜日）から同月20日（月曜日）までとし、閲覧時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- 5 閲覧場所 那覇市役所首里支所（那覇市首里久場川町2丁目18番地9首里支所1階）
- 6 誤り等の訂正の申出
 - (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
 - (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
 - (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・那88号真和志線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 7・7・那24号桜坂細街路
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	--